

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号 の 17



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則 (※)

(会計課取扱い) 1

規 則

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第47号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則(昭和62年鹿児島県規則第30号)の一部を次のように改正する。

目次中「第154条」を「第156条」に改める。

第28条第1号中「, 取消調定票」を削り, 同条第2号中「, 取消支出負担行為票」を削り, 「支出負担行為内訳票」を「科目内訳票, 債権者内訳票」に改め, 「, 取消支出命令票」, 「, 取消支出負担行為・支出命令票, 支出命令内訳票」及び「, 戻入命令内訳票」を削る。

第36条第1項中「取り消し, 又は調定の内容を変更しようとするときは, 直ちに取消調定票(別記第17号様式)又は変更調定票(別記第18号様式)により調定を行わなければ」を「取り消そうとするときは, 直ちに別に定めるところにより処理しなければ」に改め, 同項後段を削り, 同条第2項中「前項」を「前2項」に改め, 同項を同条第3項とし, 同条第1項の次に次の1項を加える。

2 歳入徴収者は, 法令の規定又は過誤納その他の理由により調定の内容を変更しようとするときは, 直ちに変更調定票(別記第18号様式)により調定を行わなければならない。この場合において, 調定した金額を変更しようとするときは, 当該変更に係る増加額又は減少額について調定しなければならない。

第40条中「及び調定票(当該納入通知書が第33条第3項に係るものであるときは, 調定内訳票)」を削る。

第59条第5項中「支出負担行為内訳票」を「科目内訳票」に, 「支出命令内訳票」を「債権者内訳票」に改める。

第61条中「取り消し, 又はその内容を変更しようとするときは, 直ちに取消支出負担行為票(別記第47号様式)又は変更支出負担行為票(別記第48号様式)」を「取り消そうとするときは, 別に定めるところ」に改め, 同条後段を削り, 同条に次の1項を加える。

2 支出負担行為担当者は, 法令の規定その他の理由により支出負担行為の内容を変更しようとするときは, 直ちに変更支出負担行為票(別記第48号様式)により処理しなければならない。この場合において, 当該支出負担行為の金額を変更しようとするときは, 当該変更に係る増加額又は減少額について, 支出負担行為をしなければならない。

第65条第2項ただし書中「又は第4項」を削り, 「支出命令内訳票」を「科目内訳票」に, 「し, 又は集合して」を「して(同条第4項の規定により処理されたものにあつては, 債権者内訳票を添付して集合して)」に改める。

第66条第2項中「に支払年月日を記入の上,」を「を」に改める。

第 67 条 第 1 項 中「取消支出命令票（別記第 51 号様式）又は取消支出負担行為・支出命令票（別記第 52 号様式）により」を削り、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第 79 条 第 1 項 中「精算内訳票（別記第 66 号様式の 2）」を「科目内訳票」に改める。

第 82 条 第 2 項 中「精算内訳票」を「科目内訳票又は債権者内訳票」に改める。

第 89 条 第 1 項 中「とき、又は」を「ときは、科目内訳票を添付して併合して、（」に、「戻入命令内訳票（別記第 67 号様式）を添付して併合し、又は集合して」を「債権者内訳票を添付して集合して）」に改める。

第 90 条 中「と、「戻入命令内訳票」とあるのは「精算内訳票」」を削る。

第 97 条 第 2 項 中「とき（前項ただし書）」を「とき（同項ただし書）」に、「支出負担行為・支出命令票」を「振替命令票（別記第 71 号様式の 2）」に、「公金振替依頼書（前項ただし書の規定）」を「公金振替依頼書（同規定）」に改め、同条第 3 項 中「支出負担行為・支出命令票を」を「振替命令票を」に、「支出負担行為・支出命令票に公金振替年月日を記入の上、」を「当該振替命令票を」に改める。

第 98 条 第 3 項 中「支出負担行為・戻出命令票」を「振替命令票」に改め、同条第 4 項 中「支出負担行為・戻出命令票を」を「振替命令票を」に、「支出負担行為・戻出命令票に公金振替年月日を記入の上、」を「当該振替命令票を」に改める。

第 110 条 第 1 項 中「ごと」、「（別記第 79 号様式）」及び「し、当該本庁の各課及びかいの長に送付」を削る。

第 111 条 第 1 号 中「取消調定票」を削り、「支出負担行為・戻出命令票」の次に「振替命令票」を加え、同条第 2 号 中「取消支出負担行為票」を削り、「取消支出負担行為・支出命令票、支出負担行為内訳票」を「科目内訳票、債権者内訳票」に改め、「取消支出命令票、支出命令内訳票」、「戻入命令内訳票」及び「精算内訳票」を削る。

第 120 条 第 2 項 第 1 号 中「同号ウ」を「同号エ」に改め、同項第 2 号 中「又は支出負担行為・支出命令票」を「支出負担行為・支出命令票又は別に定める物品出納命令・検査確認票」に改める。

第 154 条 を第 156 条 とし、第 153 条 を第 155 条 とし、第 152 条 の前の見出しを削り、同条を第 154 条 とし、同条の前に見出しとして「（庶務事務システムによる特例）」を付する。

第 151 条 の次に次の見出し及び 2 条を加える。

（財務会計システムによる事務処理）

第 152 条 この規則に定める事務手続のうち別に定めるものについては、この規則の規定にかかわらず、財務会計システム（予算及び会計に係る事務を処理する電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用して行わなければならない。

第 153 条 この規則の規定により作成し、又は保存することとされている帳簿、帳票、その他の証拠書類等（以下この条において「帳簿等」という。）のうち財務会計システムを使用して行つた事務手続に係る帳簿等については、当該帳簿等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成又は保存をもって、当該帳簿等の作成又は保存に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該帳簿等とみなす。

別表第 1 本庁の表危機管理課の項中「危機管理課」を「危機管理防災課」に改め、同表上記以外の各課の項中「係長（」を「係長又は参事付（」に、「係長の」を「係長及び参事付のいずれも」に、「係長及び」を「係長、参事付及び」に改める。

別表第 1 収支かいの表大隅地域振興局の項中「主幹及び」を「参事付及び」に改める。

別表第 5 の 3 の項中「子ども手当」を「在宅勤務等手当」に改め、同表 4 の項中「児童手当拠出金」を「子ども・子育て拠出金」に改め、同表 8 の項中「請求のあつた」を「支出しよう

とする」に、

(3) 領収書

(4) 住民票

(5) 採用決定日通知書の写し

(6) 赴任に関する申立書

(7) 在学証明書

(8) 所得額証明書

を「(3) 鹿児島県職員等の旅費支給規則（昭和

26年鹿児島県規則第36号)別表に定める書類」に改め、同表9の項中

「

同上	同上
----	----

」を「

同上	請求のあつた額
----	---------

」に改め、同表10の項、同

表11の項、同表13の項、同表15の項及び同表17の項中「5万円」を「10万円」に改める。

別表第6収入の部の表1の項中「支出負担行為・戻出命令票」を「振替命令票」に改める。

別表第6支出の部の表共通の項中

「(4) 支出命令内訳票	を	「(4) 科目内訳票	に改め、
(5) 支出命令票		(5) 債権者内訳票	
(6) 戻入命令票		(6) 振替命令票	
(7) 精算票		(7) 支出命令票	
(8) 精算内訳票		(8) 戻入命令票	
(9) 戻入命令内訳票」		(9) 精算票	」

同表8の項中

「(1) 住民票	
(2) 採用決定日通知書の写し	
(3) 赴任に関する申立書	を
(4) 在学証明書	
(5) 所得額証明書	
(6) 会議等開催通知文の写し」	

「(1) 会議等開催通知文の写し
(2) 鹿児島県職員等の旅費支給規則別表で定める書類」に改める。

別記第14号様式から別記第18号様式までを次のように改める。

第15号様式(第28条, 第33条, 第43条, 第46条, 第49条, 第111条関係) その2

決裁区分	決裁権者	決 裁 回 議	起 票 者	T E L

現金収納(払込)票										現 金 収 納 年 月 日
(納付書)										年 月 日
書類区分	支 区 分	主 管 課 ・ かい	予 算 主 務 課							予 算 年 月 日
年度	会計区分	予 算 区 分	科 目	項 目	節	細 節				予 算 主 務 課
調 定 番 号	内 訳 番 号	月 別								年 月 日
収 納 金 額	原 符 使 用 番 号									
ただし	冊 第 号									
納入義務者	自No.									
	至No.									
区 分	実 人 員	延 日 数								
所 得 税	支 給 総 額									
徴収高計算	支 給 総 額									

本書の金額を領収しました。
(払込人)

領 収 済 印

(納入者用)

その3

現金収納(払込)票										現 金 収 納 年 月 日
(納付書)										年 月 日
書類区分	支 区 分	主 管 課 ・ かい	予 算 主 務 課							予 算 年 月 日
年度	会計区分	予 算 区 分	科 目	項 目	節	細 節				予 算 主 務 課
調 定 番 号	内 訳 番 号	月 別								年 月 日
収 納 金 額	原 符 使 用 番 号									
ただし	冊 第 号									
納入義務者	自No.									
	至No.									
区 分	実 人 員	延 日 数								
所 得 税	支 給 総 額									
徴収高計算	支 給 総 額									

(払込人)

領 収 済 印

(指定金融機関用)

現金収納(払込)票										現 金 収 納 年 月 日
(領収済通知書)										年 月 日
書類区分	支 区 分	主 管 課 ・ かい	予 算 主 務 課							予 算 年 月 日
年度	会計区分	予 算 区 分	科 目	項 目	節	細 節				予 算 主 務 課
収 納 金 額	調 定 番 号									
ただし	内 訳 番 号									
納入義務者	原 符 使 用 番 号									
	冊 第 号									
	自No.									
	至No.									
区 分	実 人 員	延 日 数								
所 得 税	支 給 総 額									
徴収高計算	支 給 総 額									

本書の金額を領収しましたから通知します。

鹿児島県会計管理者

殿

注 意
この用紙を直接機械で読みとりましますので折り返し曲げたり汚したりホッチキスでとめたりしないでください。

領 収 済 印

(会計管理者用)

第16号様式（第28条，第33条関係）

調定内訳票

伝票番号

—

連 番	住 所 氏 名	金 額

第17号様式 削除

別記第19号様式その1を次のように改める。

第19号様式 (第28条, 第35条, 第39条, 第40条, 第44条, 第47条, 第48条, 第49条, 第106条, 第111条関係)

納入通知書

その1
(表)

様

納入義務者氏名	
納入義務者住所	
納入期限	金額
納入番号	
通知事項	

税外	鹿児島県領収通知書											
加入者名	鹿児島県会計管理者			金額								
納入機関番号	納付番号	納付番号	納付番号	確認番号	納付区分	納付区分	納付区分	納付区分	納付区分	納付区分	納付区分	納付区分
年度	納入期限	発行機関										

コンビニ等収納用	所属	書類区分	取支区分	調定番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号
	月別	会計区分	予算区分	款	目	目	目
	節	サブ区分	サブ区分	予算主務課			
納入目的							
発行年月日							
納入義務者							
	e.l.番号						

税外	鹿児島県納付書 (原符)											
加入者名	鹿児島県会計管理者											
納入番号	納付番号	納付番号	納付番号	確認番号	納付区分	納付区分	納付区分	納付区分	納付区分	納付区分	納付区分	納付区分
納入義務者	金額											
年度	納入期限											
納入目的												
所屬	書類区分	取支区分	調定番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号
款	目	節	サブ区分	予算主務課								
発行年月日												
e.l.番号												
領収日付印												備考
												発行機関

税外	鹿児島県納入通知書兼領収証書											
加入者名	鹿児島県会計管理者											
納入義務者												
納入期限	金額											
納入目的	元本	利息額										
発行年月日	発行機関											
所屬	書類区分	取支区分	調定番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号	内訳番号
款	目	節	サブ区分	延滞金	違約金							
e.l.番号												
領収日付印												領収日付印

切り取らないでお出しください。

本書のとおり納入してください。

印

収納代行 CNS (収入印紙不要)
収納代行 CNS (納入義務者保管) 領収証書は、払込の証拠になるため、受領後、大切に保管してください。

(裏)

納付場所

○国内にある鹿児島銀行、南日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、宮崎銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、楽天銀行及び九州労働金庫の本店及び支店（出張所（九州労働金庫の全部の出張所を除く。）を含む。）

○県内にある信用金庫、信用組合、農協、県信用農業協同組合連合会及び九州信用漁業協同組合連合会の本店（所）及び支店（所）（出張所（農協の一部の出張所を除く。）、農協の一部の事業所及び九州信用漁業協同組合連合会の全部の営業店を含む。）

※金融機関等の合併等により、上記の納付場所が変更となる場合がございますのでご注意ください。

○コンビニエンスストア

※表面に記載の発行（再発行）年月日から起算して1年後までに限り次のコンビニエンスストアで納付できます。

※バーコードが印字されているものに限りです。

※納付金額が30万円以下のものに限りです。

くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコマート
 セブンイレブン タイエー デイリーヤマザキ ニューヤマザキ
 デイリーストア ハセガワストア ハマナスクラブ ファミリーマート
 ポプラ ミニストップ ヤマザキペシカルパートナーナーション
 ヨッブ ヤマザキデイリーストア ローソン ローソンストア
 100（五十音順）

その他 MMK 設置店でもお支払いいただけます。

○国内にあるゆうちょ銀行の本店、支店及び出張所並びに郵便局

※QRコードが印字されているものに限りです。

○全国の地方税統一QRコード対応金融機関

※QRコードが印字されているものに限りです。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

コンビニエンスストア等での納付について
 ○金額訂正した場合、コンビニエンスストア等でお取扱いできません。

○バーコードの読取ができない場合、コンビニエンスストア等ではお取扱いできません。

○請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。

○バーコードの印字がない場合、コンビニエンスストア等ではお取扱いできません。

○収納票のコピー及びバーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。

(ご注意)

・この用紙は機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

【お問い合わせ先】

納入通知書の発行機関へお問い合わせください。連絡先については、県ホームページから確認いただけます。

<https://www.pref.kagoshima.jp>

別記第39号様式を次のように改める。

第39号様式 (第28条, 第54条, 第111条関係)

更正票										伝票番号	—												
年度	会計				所属																		
					合 議 欄																		
起 票 日	年 月 日					決 裁 区 分	更 正 先																
所 属	更正元					更正先																	
予 算 区 分																							
款 項 目 節 細 節 細 々 節																							
	予算現額					円	予算現額					円											
	予算残額					円	予算残額					円											
	振替前額					円	振替前額					円											
	振替後額					円	振替後額					円											
億 万 円																							
<table border="1"> <tr> <td>金額</td> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> <td>:</td> </tr> </table>												金額	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
金額	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:												
件 名 等																							
	振替予定日 年 月 日																						
備 考																							

別記第40号様式を次のように改める。

第40号様式 (第28条, 第54条, 第111条関係)

更正内訳票

年度	元会計	元所属	(元) 伝票番号	—
(先) 伝票番号	—	予算区分	先所属	
会計			予算現額	円
款			予算残額	円
項			振替前額	円
目			振替後額	円
節		円		
細節				
細々節				
金額				
(先) 伝票番号	—	予算区分	先所属	
会計			予算現額	円
款			予算残額	円
項			振替前額	円
目			振替後額	円
節		円		
細節				
細々節				
金額				
(先) 伝票番号	—	予算区分	先所属	
会計			予算現額	円
款			予算残額	円
項			振替前額	円
目			振替後額	円
節		円		
細節				
細々節				
金額				

別記第42号様式から別記第42号様式の3までを次のように改める。

第42号様式 (第28条, 第55条, 第111条関係)

支出負担行為・戻出命令票

						伝票番号	—				
年度	会計				所属						
					合 議 欄						
予 算 区 分 款 項 目 節 細 節 細々節	予 算 主 務 課					起 票 日	年 月 日				
						決 裁 区 分					
						予 算 現 額					円
						調 定 額					円
						不 納 欠 損 額					円
						収 入 額					円
						戻 出 額					円
					収 入 未 済 額					円	
億 万 円											
金額											
件 名 等	件 名										
	支 払 予 定 日 年 月 日 支 払 方 法										
支 払 先	住 所 氏 名 代 表 者 肩 書 代 表 者 名 金 融 機 関										
備 考											

別記第43号様式その1を次のように改める。

第43号様式 (第28条, 第59条, 第60条, 第75条, 第111条関係)

その1

支出負担行為票

										伝票番号	—	
年度	会計				所属							
					合 議 欄							
予 算 区 分 款 項 目 節 細 節 細 々 節										起 票 日	年 月 日	
										決 裁 区 分		
										契 約 方 法		
										工 事 財 源		
										予 算 現 額	円	
										負 担 行 為 額	円	
										予 算 残 額	円	
億 万 円												
金額												
消費税 円												
件 名 等												
備 考										検 査 下 命	年 月 日	
										職 氏 名	Ⓜ	
支 払 先	住 所 氏 名 代表者肩書 代表者名											
連番	品名コード	項目・品名				履行場所		数量		単価/金額		

※ 検査下命欄には契約担当者が押印すること。

別記第43号様式その2中「支出負担行為番号」を「伝 票 番 号」に、

「主務課・かい」を「所 属」に、「契 約 区 分」を

「契 約 方 法」に、「取引予定者番号」を「債権債務者番号」に、

決裁日付印	検 査 下 命	年	月	日	備 考 納入・履行期限	年	月	日
		職・氏名	契 約 担 当 者					
			⑩					
出納機関					連携番号			

を

決裁日付印	検 査 下 命	年	月	日	備 考 納入・履行期限	年	月	日
		職・氏名	契 約 担 当 者					
			⑩					

に改め、同様式その2（別紙）中「支出負担行為番号」を「伝 票 番 号」

に、「繰越区分」を「予算区分」に改める。

別記第44号様式から別記第47号様式までを次のように改める。

第 45 号 様 式 (第 28 条, 第 59 条, 第 65 条, 第 79 条, 第 82 条, 第 89 条, 第 111 条 関 係)

科目内訳票				(親) 伝票番号	—
年度	会計		所属		
(子) 伝票番号 — 予算区分 所属					
款				予 算 現 額	円
項				負 担 行 為 額	円
目				予 算 残 額	円
節				支 出 額	円
細節				金 額	円
細々節				消 費 税 額	円
件名					
(子) 伝票番号 — 予算区分 所属					
款				予 算 現 額	円
項				負 担 行 為 額	円
目				予 算 残 額	円
節				支 出 額	円
細節				金 額	円
細々節				消 費 税 額	円
件名					
(子) 伝票番号 — 予算区分 所属					
款				予 算 現 額	円
項				負 担 行 為 額	円
目				予 算 残 額	円
節				支 出 額	円
細節				金 額	円
細々節				消 費 税 額	円
件名					

第 46 号 様 式 (第 28 条, 第 59 条, 第 65 条, 第 82 条, 第 89 条, 第 111 条)

債権者内訳票

伝票番号

—

連番	住 所 氏 名	控除科目	金 額 控除額 差引額	備 考 欄

第 47 号 様 式 削 除

別記第48号様式その1を次のように改める。

第48号様式 (第28条, 第61条, 第111条関係)

その1

変更支出負担行為票

										伝票番号	—	
年度	会計				所属							
										合 議 欄		
予 算 区 分 款 項 目 節 細 節 細々節										起 票 日	年 月 日	
										決 裁 区 分		
										契 約 方 法		
										工 事 財 源		
										予 算 現 額	円	
										負 担 行 為 額	円	
										予 算 残 額	円	
										億 万 円		
										金額	消費税	
										円		
変更前額		円						変更後額		円		
件 名 等												
備 考										検 査 下 命	年 月 日	
										職 氏名	Ⓜ	
支 払 先	住 所 氏 名 代表者肩書 代表者名											
連番	品名コード	項目・品名				履行場所		数量	単価/金額			

※ 検査下命欄には契約担当者が押印すること。

別記第48号様式その2中「」を「」に、

「」を「」に、「」を

「」に、「取引予定者番号」を「債権債務者番号」に、

決裁日付印	検 査 下 命	年 月 日	備 考 納入・履行期限 年 月 日	
		職・氏名		契 約 担 当 者
				⑩
出納機関		連携番号	：	

を

決裁日付印	検 査 下 命	年 月 日	備 考 納入・履行期限 年 月 日	
		職・氏名		契 約 担 当 者
				⑩

に改め、同様式その2（別紙）中「」を「」

に、「」を「」に改める。

別記第50号様式から別記第54号様式までを次のように改める。

(裏)

納付場所

○国内にある鹿児島銀行、南日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、宮崎銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行、楽天銀行及び九州労働金庫の本店及び支店（出張所（九州労働金庫の全部の出張所を除く。）を含む。）

○県内にある信用金庫、信用組合、農協、県信用農業協同組合連合会及び九州信用漁業協同組合連合会の本店（所）及び支店（所）（出張所（農協の一部の出張所を除く。）、農協の一部の事業所及び九州信用漁業協同組合連合会の全部の営業店を含む。）

※金融機関等の合併等により、上記の納付場所が変更となる場合がございますのでご注意ください。

○コンビニエンスストア

※表面に記載の発行（再発行）年月日から起算して1年後までに限り次のコンビニエンスストアで納付できます。

※バーコードが印字されているものに限りです。

※納付金額が30万円以下のものに限りです。

くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セイコマート
セブンイレブン タイエー デイリーヤマザキ ニューヤマザキ
デイリーストア ハセガワストア ハマナスクラブ ファミリーマート
ポプラ ミニストップ ヤマザキペシカルパートナーナーション
ヨッブ ヤマザキデイリーストア ローソン ローソンストア
100（五十音順）

その他 MMK 設置店でもお支払いいただけます。

○国内にあるゆうちょ銀行の本店、支店及び出張所並びに郵便局

※QRコードが印字されているものに限りです。

○全国の地方税統一QRコード対応金融機関

※QRコードが印字されているものに限りです。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

コンビニエンスストア等での納付について
○金額訂正した場合、コンビニエンスストア等でお取扱いできません。

○バーコードの読取ができない場合、コンビニエンスストア等ではお取扱いできません。

○請求書発行者とコンビニエンスストア等とは収納事務委託契約を締結しています。この契約に基づき、コンビニエンスストア等は請求書発行者に代わり請求金額を「代理受領」しています。

○バーコードの印字がない場合、コンビニエンスストア等ではお取扱いできません。

○収納票のコピー及びバーコードの写真やスクリーンショットによるお支払いはできません。

(ご注意)

・この用紙は機械で処理しますので、汚したり、折り曲げたりしないでください。

【お問い合わせ先】

納入通知書の発行機関へお問い合わせください。連絡先については、県ホームページから確認いただけます。

<https://www.pref.kagoshima.jp>

別記第56号様式中「(年度 年 月 日分)」を「 年度 年 月 日分」に改める。

別記第57号様式その1中「支払区分」を「支払方法」に、

〒	TEL
〒	TEL
〒	TEL
〒	TEL
〒	TEL
〒	TEL
〒	TEL
〒	TEL
〒	TEL
〒	TEL
〒	TEL

を

に

改め、同様式その2を次のように改める。

別記第66号様式を次のように改める。

第66号様式 (第79条, 第82条, 第90条, 第95条, 第111条関係)

精算票										伝票番号	—		
年度	会計				所属								
					合 議 欄								
予 算 区 分 款 項 目 節 細 節 細々 節							起 票 日	年 月 日					
							決 裁 区 分						
							受 領 日	年 月 日					
							予 算 現 額	円					
							執 行 伺 額	円					
							負 担 行 為 額	円					
							予 算 残 額	円					
							利 用 可 能 額	円					
						支 出 額	円						
						負 担 残 額	円						
億 万 円													
金額													
既支払額							円	正 当 額				円	
件 名 等													
返 納 義 務 者	住 氏	所 名										戻入期限	年 月 日
備 考													

別記第66号様式の 2 を削る。

別記第67号様式及び別記第68号様式を次のように改める。

第67号様式 削除

別記第71号様式その1中「繰越区分」を「予算区分」に、
「調定番号」を「伝票番号」に改め、同様式その2中
「繰越区分」を「予算区分」に、「戻入命令番号」を
「伝票番号」に、「調定番号」を「伝票番号」に改める。
別記第71号様式の次に、次の1様式を加える。

第 71 号 様 式 の 2 (第 97 条, 第 98 条, 第 111 条 関 係)

振替命令票										伝票番号	—
年度	会計				所属						
										合 議 欄	
起 票 日	年 月 日				決 裁 区 分						
					振替元			振替先			
年度	会計										
所 属											
予 算 主 務 課 調 定 内 訳 番 号 予 算 区 分 款 項 目 節 細 節 細 々 節											
				予算現額	円	予算現額	円				
				予算残額	円	調 定 額	円				
				振替前額	円	振替前額	円				
				振替後額	円	振替後額	円				
億 万 円											
金額											
件 名 等	振替先伝票番号										
	振替予定日 年 月 日										
備 考											

別記第72号様式その1を削り、同様式その2を同様式とする。

別記第79号様式を次のように改める。

第79号様式 削除

別記第104号様式を次のように改める。

第 104 号 様 式 (第 131 条 関 係)

備 品 整 理 票

鹿 児 島 県	
分 類 名	
品 名	
規 格	
取 得 日	

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 120 条第 2 項第 1 号、別表第 1 収支かいの表及び別表第 5 の 4 の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県会計規則の規定にかかわらず、令和 7 年度の予算に係る会計に関する事務については、改正前の鹿児島県会計規則の規定は、当該年度の出納整理期間中に限り、なおその効力を有する。